



Tokyo Gakugei University Repository

東京学芸大学リポジトリ

<http://ir.u-gakugei.ac.jp/>

Title	イギリスにおける就学義務違反に関する一訴訟 : Isle of Wight Council v Platt [2017] UKSC 28の紹介(fulltext)
Author(s)	佐藤,雄一郎
Citation	東京学芸大学紀要. 人文社会科学系. II, 69: 109-114
Issue Date	2018-01-31
URL	http://hdl.handle.net/2309/148757
Publisher	東京学芸大学学術情報委員会
Rights	

イギリスにおける就学義務違反に関する一訴訟

—— Isle of Wight Council v Platt [2017] UKSC 28 の紹介 ——

佐藤 雄一郎*

法学・政治学分野

(2017年8月30日受理)

要 旨

2017年4月に、イギリスにおいて、注目されていた事件の最高裁判決が出された。学期中に子どもを休ませてディズニーワールドに連れて行った父親が、原審では無罪となっていたのに対して法律違反であるとされたのである。本稿ではこの事件および最高裁判決をやや詳細に紹介することにより、本判決の射程として入りうる不登校の問題を検討する視座としたい。

キーワード：イギリス，就学義務，罰則，判決，不登校

はじめに

わが国においては、いわゆる教育機会確保法の審議過程において、不登校となった児童生徒に関する親の就学義務¹（およびいわゆるフリースクール在籍を認めるにあたっての教育委員会の関与の是非）が議論されたが、就学義務一般についての議論は、最近あまり見られないようである。とはいえ、子どもの芸能活動を理由とする就学義務違反について親が書類送検されるといった事案がみられている²。

アメリカ合衆国においては、有名な *Wisconsin v. Yoder*, 406 U.S.205 (1972) 事件において、義務教育9年目以降子どもを学校に通わせなかった事案において、義務を課すことは親の信仰の自由を侵害し、また、アーミッシュでの生活により子どもの福祉が害されていないとして、就学義務を課すことは合衆国憲法第1修正違反とされていた。では、イギリス（本稿ではイングランドおよびウェールズを対象とする³）においてはどうかであろうか。近年、最高裁において親の就学義務が争われたケースがあるので、これを紹介する。

1. イギリスの法状況

1996年教育法（以下EAとする）の7条は、「義務教育年齢のすべての子どもの親は、子どもに、定期的な出席あるいは他の方法により」（中略）「適切で（efficient）フルタイムの教育を受けさせるものとする。」⁴と規定する。これを受けて、EA444条⁵は、親がそのことを知っていた場合に限らず（知っていた場合には刑が加重される）、定期的に学校に出席しない子どもの親に対する罰則を規定する。ただし、欠席が認められた場合、病気などやむを得ない場合、親の信仰する宗教活動に参加する場合、学校が遠方で徒歩で通えない場合等はこの限りではない（b項およびc項）。

この「定期的」については法律上は定義がないが、多くの地域において95%以上の出席が必要であるとされているようであり、著者が半年間滞在したウェールズ・カーディフ市でも、カーディフ市の方針としてこのことが示されていた⁶。

* 東京学芸大学 社会科学講座 法学・政治学分野（184-8501 小金井市貫井北町4-1-1）

2. 事実の概要

高等法院判決および最高裁判決が認定するところによれば、本件の事実関係は以下のようなものである。

子Mは、父親Pと母親の離婚後、両親の共同親権の下にあり、父母とおおむね1対1の割合の時間をそれぞれ過ごしている。Pは2015年1月に休みの申請を出したが、校長はこれを認めず、休みを取った場合には罰金が科せられることをPに伝えた。しかし、Pは4月13日から24日までMを休ませた。このうち22日からは学校は休みの期間であり、土日を除くと7日間の欠席となる。ちなみに、Mは母親と旅行に行くために2月にも許可を得ずに10日間学校を休んでいる（この無断欠席のために母親は罰金を支払っている）。Pの主張によると出席率は92.3%となり、検察官の主張によると、休み前の出席率は95%で、休み後の出席率は90.3%となる。5月14日には60ポンドの罰金通知書が送られたがPが期限まで支払わなかったため6月4日には120ポンドの罰金通知書が送られたが（これら制度については後述する最高裁判決の中で説明されている）、Pはこれに従わなかったため、起訴されるに至った。原審において下位裁判所裁判官(magistrates)は、出席率が90%以上であったことを理由に無罪としたが、4月13日から24日まで以外の状況を審査の対象としたことが違法でないかを高等法院に確認(certify)した。

3. 高等法院の判断

高等法院は、先例である *London Borough of Bromley v C* [2006] ELR 358⁷ が「定期的な出席」はそれぞれの事例において認定されるべきとしていたことに言及し、本件での判断を行っていく。まず、2013年規則の2条⁸により、休みの許可は例外的であるという議会の意図が明確であるという検察官の主張を、規則は secondary legislation であって制定法を改正する効果を持たないことを理由に退け、本件で当局が2014年9月1日から2015年7月7日までの（つまり1年間の）Mの出席記録を証拠として挙げたことなどを指摘し、下位裁判所裁判官が無断欠席期間以外の期間も併せて判断をしたことは適切であるとした。

4. 最高裁の判断

最高裁は、1870年法と1944年法、そしてその時代の諸判決の紹介を行う。まず、(1870年法制定前の)

19世紀初頭には教会が学校を開設していたが出席は義務ではなかったし、また国には全国的な初等教育を提供する義務もなかった。1870年法 (*The Elementary Education Act 1870* (Vict 33 & 34, c 75)) は校区 (school board) に対して小学校の整備を義務づけていたが、出席義務については、職を求めて頻繁に引っ越しをする場合や、「稼ぎ手」である子どもを取られることに対する反対に対する懸念などから、校区が大臣の承認の下、一定の年齢 (5歳から12歳までを含ませなければならない) の子どもについては出席させ、また、子どもが学校にいない時間を決めるための規則を作ることができるとしたが、この規則を作った例は少数に留まった。ちなみに、この規則の根拠となる74条は欠席の正当化自由を列挙していたが、*London County Council v Maher* [1929] 2 KB 97判決は、これは例示であり限定列挙ではないとしていた。その後、*The Elementary Education Act 1876* (39 & 40 Vict., c 79) は年少者雇用の禁止とともに、子どもに「読み書きそろばん」(reading, writing and arithmetic. いわゆる3Rs) を学ばせる親の義務を規定し、これに従わない場合には地方当局が裁判所命令を求めることも規定した。同法の下では、この違反となるためには「たまの欠席で十分であろう」(an occasional omission might suffice) とする判決が出されており (*Ex p the School Board of London, In re Murphy* (1877) LR 2 QBD 397)、ほかにも、1日の欠席が違反になることを前提とした諸判決が出されている。これらを前提に、これまでの諸制定法を統合する形で *The Education Act 1921* が作られている。

1944年法は、初等教育だけではなく中等教育 (secondary education) も義務とし、子どもが3Rsのみならず「年齢、能力および才能に適したフルタイムの教育」を受けるようにする親の義務を課したほか、出席日数や時間などは地方教育当局による内部規定で定め、欠席を内部規定違反とするのではなく、欠席は、これまでも認められていた正当化事由 (現行EAと同じ) がない限り、直接法律違反とすることとしたが、この正当化事由はこれまでの理解 (*London County Council v Maher, supra*) とは異なり限定列挙であるとの判決がある (*Spiers v Warrington Corp'n* [1954] 1 QB 61, *Jenkins v Howells* [1949] 2 KB 218)。これが、1993年法を経て、現行EAに引き継がれている。現行EAは、親に責任がある場合とない場合とで罰金の重さに差をつけ、さらに、欠席が認められる正当化事由については限定し、さらにこれに該当することについての証明責任を親に課している。15歳の少女がボーイフレ

ンドと一緒に住むために家を出て学校を欠席した場合 (*Bath and North East Somerset District Council v Warman* [1999] ELR 81) だけでなくいじめのために学校を休んだ場合 (*R (R) v Leeds Magistrates' Court* [2005] ELR 589) も欠席が正当とは認められていない。さらに、2003年のAnti-social Behaviour Actの23条がEAについて起訴の代わりに罰金通知の仕組みを設けたことにより、通知通りに罰金を払えば起訴されないこととなった。この罰金通知のために地方当局は開設主体、校長および警察と相談のうえで行動規範 (code of conduct) を作成するものとされており (最高裁判決は具体的には言及していないがThe Education (Penalty Notices) (England) Regulations 2007 (SI 2007/1867) 15条)、この手続きを経て作られたIsle of Wightの行動規範は、「欠席の申請が例外的なものか否かを決め、認められる日数を述べるのは校長である。各々の申請はケースバイケースでのみ判断されるが校長はこの裁量を用いるにあたり儉約的 (sparing)⁹であるのが通常である」としている。

また、1944年法以前において、出席が求められた場合、一日でも半日でも子どもが出席しなかった場合には親は有罪になることは疑いの余地がなく、同法の前および後の判例は休みが認められる射程について懸念を示してきたが、1944年法の制定によりこれはもはや法ではなくなった¹⁰。

この問題は*London Borough of Bromley v C*事件において提起されたが、十分には展開されなかった。同事件の高等法院女王座部合議法廷では「定期的に」は「十分に頻繁に」という意味で用いられていたようである。しかし、これを支持することに使えるかもしれない*Crump v Gilmore* (1969) 8 LGR 56¹¹は、そのことには触れていない。

*Bromley*判決は本件の合議法廷判決で引用されている。が、本件の合議法廷判決が認めるように、欠席をより広い期間で判断するにしても、1日の欠席でも罰金の対象になりうる。

父親の代理人が「定期的」は犯罪の定義としてはあまりに過ぎると述べ、合議法廷はこれに触れる必要はないとしていた。そこでここでは「定期的に」の3つの可能性を論じる。

①定期的な間隔で：毎週日曜日に教会に行く場合に「定期的に」というが、学校の場合には「定期的に」遅刻する場合には出席しているとはいえず、この定義は取れない。

②十分に頻繁に：人々が一読したときに考えるのはこの意味かもしれないし、*Broomley*事件と本件での合議法廷もそうであった。しかし、1944年と1996年の

いずれにおいても議会がこれを意図していなかったと考えるべき多くの理由がある。一つ目は、十分に頻繁にという意味で使われる場合 (教会やバブに通う) は強制はされていないのに対し、学校の出席は義務であることである。二つ目は、1944年の目的は義務教育の範囲と性質とを拡大することであったことであり、議会が親の義務を緩めることを意図していたとは考えにくいことである。三つめは、1944年法が、欠席が認められる理由を限定したことである。四つ目は、EA444(3)条が、宗教行事への出席のための一日についての欠席を認めていることの反対解釈であり、五つ目は、444(6)条の文言から、認められる欠席は相対的なものではないことであり、六つ目は、444(7)条の寄宿生の規定は生徒一般にも適用されるべきからであり、七つ目は、退学処分になった生徒に他の手段が確保された場合の規定の類推である¹²。八つ目は、(どの程度なら十分なのか) 要件が明確でないことである。九つ目は、地方当局が上告し国務大臣が訴訟参加 (intervene) した理由でもあるが、この解釈がとられると、欠席率が上がり、グループ学習などが困難となって教育目的が果たされないことである。最後に、これまでの法の厳しさを考えれば、議会が、親がずうずうしくも (blatant) 学校のルールを無視して子どもに学校を休ませることを認めるとは考えにくいことである。

③ルールに従って：上述のことから、これが正しい意味である。合議法廷はたった一日の休みであっても犯罪になることを懸念するが、いくつかの解答がありうる。一つ目は、ごく軽微な法律違反に対しては、本件でとられたような罰金通知や執行猶予判決など機微的な (sensible) 訴追ポリシーがある。二つ目は、1944年以前には問題とはされていなかったことである。たしかに親にとって厳しい結果となることはあるが、親に子どもの出席の大切さを知らしめることが目的だったのである。三つめは、たしかに刑事責任を課す法律は厳格に解釈されるべきだが、より重要なのは、何をすべきか、すべきでないかを知らせる、つまり何が犯罪で何が犯罪でないかを知らせることである。また、この解釈は、抗弁である病気と、犯罪の構成要件である許可 (を得ないこと) とを区別しているEA444(3)(a)と(9)に整合的だし、また、7条とも整合的である。

それゆえ、わたくしは、EA444(1)の「定期的に」とは「学校によって定められたルールに従って」の意味であると結論付ける。これと異なる解釈を取った*Crump*判決と*Bromley*判決は従われてはならない。

さらに、今後のことについてが残されている。両当事者と国務大臣は原則の点に関心があり、本訴訟の結果には興味がない。しかし、罰金通知は適切になされ、これに従わなかったことから、制定法上の例外を証明できない限り父親は刑に処せられるべきである。本件は、先例がないとの父親側からの主張は退けられたものとして扱われるべきとの指示をもって下位裁判所裁判官に差し戻される¹³。

5. 本判決について

この事件は、最高裁で口頭弁論が行われる（つまり原審判決が見直される可能性が高い）ことが決まったあたりから現地ではとりわけ関心を集め、最高裁判決が出されると、学問だけでなく、学校関係者や親にとっても影響の大きいものとして大きく報道され、弁護士事務所などのウェブサイトでも関心を集めた。

政府が学力について懸念を有し¹⁴、教育について「締め付け」を強化していることから、最高裁判決は予想されたものという理解が一般的なようである。それにしても、1944年法以前の諸判決による懸念が1944年法で解消されたといえるのかどうか（たしかに、制定法はコモンローよりも優先するが、そこまでのことが意図されていたのか）、1944年から1996年までの状況の変化および1998年のHuman Rights Actによる家族プライバシー権の承認¹⁵が就学義務とどのような関係に立つのか、など、最高裁判決にはいくつか論じられていない（あるいはあえて取り上げなかったのかもしれない）点があるように思われる。さらに、本判決が、本事案に限った判示をするのではなく制定法の「定期的に」の文言の解釈をして見せた点は、最高裁が、本判決が事案を離れて一般化することを厭わなかった（むしろ意図していた？）と理解できるし、先のように、ウェブサイトでも、この判決が地方当局や学校だけではなく親に対しても影響を有するとするものが多い。（原告および訴訟参加をした国務大臣の意見はあったにせよ）学校現場への理解度が必ずしも十分とはいえない裁判所によるこのような「踏み込み」をどのように評価すべきであろうか。

さらには、（本件はそうではないが）不登校のこどもに対して就学義務がどう関わるかも定かではない。法律は地方当局に対していわゆる Alternative Provision をアレンジすることを求めているが（EA19条）、明文でこの対象となっているのは退学の場合（最高裁判決の項の注12）と病気の場合¹⁶のみであり、それ以外、たとえば学校になじめないといった場合は明示されて

いない。この場合には、同じ学校でなんとかやっついていくのであろうか、他の学校に転校するのであろうか、あるいは、alternative provisionによる対応がありうるものであろうか。本判決が不登校一般に影響を与えかねない点も含めて、今後を注視する必要がある。

注

- 1 学校教育法施行令20条が、督促の前提となる校長による市町村教育委員会への通知について「正当な理由がないと認められるとき」という要件を置いていることは周知の通りである。
- 2 「芸能活動優先」娘を通学させず 容疑の母親を書類送検」朝日新聞2017年1月18日。
- 3 EAの583(6)条は、((7)および(8)に規定する場合(493条および569条)を除き)本法はイングランドおよびウェールズのみを対象にする旨規定している。
- 4 7 Duty of parents to secure education of children of compulsory school age.
The parent of every child of compulsory school age shall cause him to receive efficient full-time education suitable—
(a) to his age, ability and aptitude, and
(b) to any special educational needs he may have,
either by regular attendance at school or otherwise.
- 5 444 Offence: failure to secure regular attendance at school of registered pupil.
(1) If a child of compulsory school age who is a registered pupil at a school fails to attend regularly at the school, his parent is guilty of an offence.
(1A) If in the circumstances mentioned in subsection (1) the parent knows that his child is failing to attend regularly at the school and fails without reasonable justification to cause him to do so, he is guilty of an offence.
(2) Subsections (3) to (6) below apply in proceedings for an offence under this section in respect of a child who is not a boarder at the school at which he is a registered pupil.
(3) The child shall not be taken to have failed to attend regularly at the school by reason of his absence from the school—
(a) with leave,
(b) at any time when he was prevented from attending by reason of sickness or any unavoidable cause, or
(c) on any day exclusively set apart for religious observance by the religious body to which his parent belongs.
(4) The child shall not be taken to have failed to attend regularly at the school if the parent proves—
(a) that the school at which the child is a registered pupil is not

- within walking distance of the child's home, and
- (b) that no suitable arrangements have been made by the local education authority for any of the following—
- (i) his transport to and from the school,
- (ii) boarding accommodation for him at or near the school, or
- (iii) enabling him to become a registered pupil at a school nearer to his home.
- (5) In subsection (4) “walking distance”—
- (a) in relation to a child who is under the age of eight, means 3.218688 kilometres (two miles), and
- (b) in relation to a child who has attained the age of eight, means 4.828032 kilometres (three miles), in each case measured by the nearest available route.
- (6) If it is proved that the child has no fixed abode, subsection (4) shall not apply, but the parent shall be acquitted if he proves—
- (a) that he is engaged in a trade or business of such a nature as to require him to travel from place to place,
- (b) that the child has attended at a school as a registered pupil as regularly as the nature of that trade or business permits, and
- (c) if the child has attained the age of six, that he has made at least 200 attendances during the period of 12 months ending with the date on which the proceedings were instituted.
- (7) In proceedings for an offence under this section in respect of a child who is a boarder at the school at which he is a registered pupil, the child shall be taken to have failed to attend regularly at the school if he is absent from it without leave during any part of the school term at a time when he was not prevented from being present by reason of sickness or any unavoidable cause.
- (8) A person guilty of an offence under subsection (1) is liable on summary conviction to a fine not exceeding level 3 on the standard scale.
- (8A) A person guilty of an offence under subsection (1A) is liable on summary conviction—
- (a) to a fine not exceeding level 4 on the standard scale, or
- (b) to imprisonment for a term not exceeding three months, or both.
- (8B) If, on the trial of an offence under subsection (1A), the court finds the defendant not guilty of that offence but is satisfied that he is guilty of an offence under subsection (1), the court may find him guilty of that offence.
- (9) In this section “leave”, in relation to a school, means leave granted by any person authorised to do so by the governing body or proprietor of the school.
- 6 <[https://primarysite-prod-sorted.s3.amazonaws.com/gladstone-](https://primarysite-prod-sorted.s3.amazonaws.com/gladstone-primary/UploadedDocument/5e40fa02125144baa9b95778b60e60a8/new_parents__information_leaflet.pdf)
- primary/UploadedDocument/5e40fa02125144baa9b95778b60e60a8/new_parents__information_leaflet.pdf>.
- 7 出席率がおおよそ65%ほどの3人の子の親のEA444条責任が問題となったケース。高等法院女王座部合議法廷 (Divisional Court of the Queen's Bench Division) は、学校の記録のみに依拠し欠席についての親の意見を聞かなかった原審の手続きは誤っているとし、さらに、114日のうち旅行を理由に無断欠席したのは18日であったことに關して、これだけで定期的に通わせていなかったことにはならず、他の休みと併せて認定されるべきとしていた。
- 8 おそらく、The Education (Pupil Registration) (England) (Amendment) Regulations 2013と思われる。2条では、2006年規則7条に(1A)を追加し、申請は前もって行われるべきことと、申請に關して例外的な状況を考慮することが規定されている。
- 9 うまく訳せないが、欠席を認めないのが普通ということであろう。
- 10 1944年のEA (制定法) によってこれまでの判例法が覆されたということであろう。
- 11 娘がセカンダリースクール (一般にはhigh school) をさぼっていたことを親が知らないでおり、このことを知った後は出席させていたケース。合議法廷は下位裁判所裁判官に有罪の指示をして差し戻したが、その中で、114日のうちの12日の欠席が定期的な出席をしていなかったことになるかが本件の本当の問題だとしていた。
- 12 判決は444 (7A) 条を引くが、現在のEAには7A項は存在しない。
- 13 差し戻し後の下級裁判所裁判官は、12か月の奉仕刑 (執行猶予付き) と2000ポンドの訴訟費用の支払いを命じたようである <<http://www.bbc.com/news/uk-england-hampshire-40381825>> <<http://www.dailymail.co.uk/news/article-4633092/Father-refused-pay-60-school-fine-appears-court.html>>。
- 14 2017年4月6日のSouthern Daily Echo紙は、親の就学義務違反について、2013年にあった政府の政策変更により、2015年の1年間にイングランドで起訴されたのは前年比で21%増の19920人であり、75%の14890人が有罪 (うち77%は罰金で平均額は176ポンドなど) となったなどの数字を紹介している (注13のBBCも同じ数字を紹介している)。ちなみに、同記事は2013年に出された在籍していない児童生徒のガイダンスが転機となった旨を紹介しているが、2016年9月に改訂された最新版は、在籍簿から児童生徒を抹消する際に学校が当局に通知しなければならない (Education (Pupil Registration) (England) Regulations 2006第8条) ことを述べた上で、親の義務に關して、親は文書で通知すればこどもを家で教育することができるが (Elective home education: guidelines for local authorities <[- 113 -](https://www.</p></div><div data-bbox=)

gov.uk/government/publications/elective-home-education>), □
頭での通知があった場合には学校は地方当局に報告する
ことを考慮すべきことを規定している<[https://www.gov.
uk/government/publications/children-missing-education](https://www.gov.uk/government/publications/children-missing-education)>。

- 15 同法により, それまでprivacyという概念がなかったとい
われるイギリス法に, 大陸的な意味でのプライバシー権
が導入された。関連する Schedule1 の第8条は以下の通り。

Article 8 Right to respect for private and family life

1 Everyone has the right to respect for his private and family
life, his home and his correspondence.

2 There shall be no interference by a public authority with the
exercise of this right except such as is in accordance with the
law and is necessary in a democratic society in the interests of

national security, public safety or the economic well-being of
the country, for the prevention of disorder or crime, for the
protection of health or morals, or for the protection of the rights
and freedoms of others. ちなみに, 父母等が児童に「指示
及び指導を与える」権利(5条)を認めるいわゆる「こ
どもの権利条約」を, イギリスは条約が作成された同年
の1990年に署名, 翌1991年に批准している。

- 16 さらに, EA312条以下は, こどもに学習障害がある場合
の特別教育ニーズ (special educational needs) を定めるが,
いわゆるインクルーシブ教育の推進により, SENを受け
ているこどもの割合は低下している (2009年1月で全児
童の2.7%とのことである (John Ford et al., EDUCATION LAW
AND PRACTICE 162 (3rd ed. 2010))。